

## 千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高度・専門化していく病院業務に的確に対応するため、職員の職務遂行能力及び資質の向上を図り、もって病院の医療水準及び経営の質を高めることを目的として、資格・単位の取得及び講習の受講等（以下「資格取得等」という。）に係る費用の助成について必要な事項を定める。

### (対象職員)

第2条 千葉市立青葉病院又は千葉市立海浜病院に勤務する職員

### (対象となる資格取得等)

第3条 対象となる資格取得等は、次の各号のいずれかに該当し、所属長が必要と認めるものとする。

- (1) 資格取得等により診療報酬加算がなされるなど、病院への収益に直接貢献するもの
- (2) 資格取得等により施設基準の維持・取得など、医療機能の確保が可能になるもの
- (3) その他医療水準及び経営の質の向上に資するもの

### (助成額)

第4条 予算の範囲内において、対象の資格取得等に関し、対象職員が実際に負担した受験料、講習受講料、資格登録料、その他病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める費用の全額とする。

### (助成金の交付の申請)

第5条 助成の交付を受けようとする職員は、所属長の確認を受けた上で、資格取得等支援助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。

### (助成金の交付の決定)

第6条 管理者は、職員から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときには、資格取得等支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該職員にその旨を通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による審査の結果、助成の対象と認めないと決定したときには、書面により、当該職員にその旨を通知するものとする。

### (受験等に関する手続)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた職員（以下「受験者」という。）は、試験等実施機関に対する申込み、受験又は受講等（以下「受験等」という。）にかかる料金の支払いその他必要な手続を行うものとする。

### (交付決定の取消)

第8条 受験者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者にその旨を申し出なければならない。

- (1) 受験等を行わないこととするとき
- (2) 助成金の交付要件に該当しないこととなったとき

2 管理者は、前項の申し出を受けたときその他必要があると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第9条 受験者は、受験等が完了したときは、資格取得等支援助成金実績報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 管理者は、受験者から前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときには、資格取得等支援助成金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該受験者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた受験者は、資格取得等支援助成金交付請求書（様式第5号）に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 管理者は、受験者から前条の規定による請求を受けたときは、当該受験者に対し、速やかに、助成金を交付するものとする。

(助成の取消)

第13条 管理者は、助成金の交付を受けた受験者が次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき
- (2) その他管理者が相当の理由があると認めたとき

(助成金の返還)

第14条 管理者は、前条の規定により助成の決定を取り消すときは、資格取得等支援助成金取消決定通知書兼返還請求書（様式第6号）により当該受験者に通知する。

2 管理者は、受験者が既に受領している助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(受験者の責務)

第15条 受験者は、資格取得等により得た知識・技能等を活かし、病院の医療水準及び経営の質の向上に最大限努めるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

## 資格取得等支援助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市病院事業管理者

所 属  
職員コード  
職・氏名

資格取得等支援助成金の交付を受けたいので、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

資格名	
受験又は受講 (どちらかに○)	受験 ・ 受講
受験又は受講料	円
交付申請額	円
受験又は受講日	年 月 日
取得資格の 活用方法	※資格の活用方法について、具体的に記入すること。
所属長確認	職名： 氏名： 印 (自署の場合は押印不要)

添付書類

- ① 受験又は受講する資格等の概要や、受験又は受講料等が分かる書類

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

### 資格取得等支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった資格取得等支援助成金について、次のとおり決定しましたので、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市病院事業管理者

印

資格名	
受験又は受講料	円
交付決定額	円

様式第3号

### 資格取得等支援助成金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市病院事業管理者

所 属  
職員コード  
職・氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった資格取得等支援助成金の実績について、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

資格名	
受験又は受講 (どちらかに○)	受験 ・ 受講
受験又は受講料	円
交付決定額	円
受験又は受講日	年 月 日

添付書類

- ① 受験又は受講した資格等の概要や、受験又は受講料等が分かる書類
- ② 受験又は受講料等の支払いを証する書類 (領収証等の原本)

様式第4号

千葉市達 第 号

様

### 資格取得等支援助成金交付額確定通知書

年 月 日付け資格取得等支援助成金実績報告書により、資格取得等支援助成金額を次のとおり確定しましたので、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市病院事業管理者

印

資格名	
交付決定額	円
受験又は受講料	円
確定額	円

様式第5号

## 資格取得等支援助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市病院事業管理者

所 属  
職員コード  
職・氏名

(自署または記名押印)

年 月 日付け千葉市達 第 号により確定した資格取得等支援助成金の交付について、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

資格名	
確定額	円
交付請求額	円

※ 助成金の振込先は、給与振込口座（基本口座）とする。

添付書類

- ①資格取得等支援助成金交付額確定通知書の写し

様式第 6 号

千葉市達 第 号

様

**資格取得等支援助成金取消決定通知書兼返還請求書**

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した資格取得等支援助成金交付決定の全部（一部）を次の通り取り消しましたので、千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市病院事業管理者

印

資格名	
交付決定額	
交付確定額	
取消理由	
返還請求額	円
返還期限	